

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年12月から55年3月まで
② 昭和56年3月から57年3月まで

申立期間①について、私が20歳になる1、2か月前だと思うが、国民年金に関する手紙が送られてきたため、20歳になった頃に、私が、市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。

20歳になり、国民年金保険料を納付することは、大人の義務であると思っていたため、昭和47年*月から、保険料を毎月納付していた。

国民年金に加入した当初は、納付書により、国民年金保険料を納付していたが、その後、口座振替により納付していた。

申立期間①の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間②について、私の年金手帳の「国民年金の記録」欄には付加年金に加入した旨が記入されている。

申立期間②の付加保険料を納付したはずであるにもかかわらず、納付したこととされていないため、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 特殊台帳、申立人の年金手帳及び申立人が申立期間②当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和56年3月に付加保険料を納付する旨の申出を行い、同年4月に、申立期間②のうち、同年同月から57年3月までの付加保険料を前納していることが確認できる。

また、特殊台帳及び申立人が申立期間②当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、昭和56年3月の定額保険料は同年6月に過年度納付されたものと推認されることにより、同年同月の時点において、同年3

月以降の付加保険料を納付しない旨の申出を行ったものとみなされ、上述の前納された同年4月から57年3月までの付加保険料が還付されたと考えられる。しかし、制度上、付加保険料が前納された後に、上述の申出を行った又は行ったとみなされた場合においては、当該前納された付加保険料は還付することなく、納付済みとすべきものであるため、行政側は、申立期間②のうち、同年4月から57年3月までの付加保険料については、還付処理を行わずに、納付済みのままとすべきであったと考えられる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、20歳になった頃、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、当該手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人夫婦の国民年金の加入手続は、昭和56年2月から同年3月までの間に行われたものと推認されるため、申立内容と一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期以降の国民年金保険料を定期的に納付していたとしており、遡って、保険料を納付した記憶は無いとしている。しかし、申立人が述べるような、国民年金の加入手続を行った時期以降の保険料を定期的に納付する方法により申立期間①の保険料を納付するためには、当該期間において、昭和56年2月から同年3月までの間に行われた加入手続により付与された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人自身も、今までに受け取ったことがある年金手帳は1冊であるとしていることに加え、当該期間の始期から申立人の手帳記号番号が付与された時期を通じて、同一市内に居住している申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、結婚後については、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと述べているが、申立期間①のうち、申立人が結婚したとしている昭和51年11月以降の申立人夫婦の保険料は、共に未納とされている。

加えて、申立期間②のうち、昭和56年3月の付加保険料について、同年同月の定額保険料は、上述のとおり、同年6月に過年度納付されたものと推認され、制度上、付加保険料は、定額保険料を納付するより前には納付することができない上、過年度納付することができないことから、申立人は、同年3月の付加保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

その上、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②のうち、昭和56年3月の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、当該保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年9月から49年7月まで
② 昭和50年12月から55年3月まで
③ 昭和56年3月から57年3月まで

申立期間①及び②について、私が20歳になった頃、市役所に勤務していた父親が、私の国民年金の加入手続きを行ったと思う。

私の国民年金保険料については、結婚するまでは父親が、結婚した後は妻が納付していたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間③について、私の年金手帳の「国民年金の記録」欄には付加年金に加入した旨が記入されている。

申立期間③の付加保険料を納付してあるはずであるにもかかわらず、納付したこととされていないため、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 特殊台帳、申立人の年金手帳及び申立人が申立期間③当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和56年3月に付加保険料を納付する旨の申出を行い、同年4月に、申立期間③のうち、同年同月から57年3月までの付加保険料を前納していることが確認できる。

また、特殊台帳及び申立人が申立期間③当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、昭和56年3月の定額保険料は同年6月に過年度納付されたものと推認されることにより、同年同月の時点において、同年3月以降の付加保険料を納付しない旨の申出を行ったものとみなされ、上述の前納された同年4月から57年3月までの付加保険料が還付されたと考えられる。しかし、制度上、付加保険料が前納された後に、上述の申出を行

った又は行ったとみなされた場合においては、当該前納された付加保険料は還付することなく、納付済みとすべきものであるため、行政側は、申立期間③のうち、同年4月から57年3月までの付加保険料については、還付処理を行わずに、納付済みのままとすべきであったと考えられる。

2 一方、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和50年12月から結婚するまでの保険料を納付していたとするその父親は既に他界しているため、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、当該手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人夫婦の国民年金の加入手続は、昭和56年2月から同年3月までの間に行われたものと推認される。申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、当該期間において、同年2月から同年3月までの間に行われたと推認される加入手続により付与された手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から申立人の手帳記号番号が付与された時期を通じて、同一市内に居住している申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、結婚後については、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと述べているが、申立期間②のうち、その妻が結婚したとしている昭和51年11月以降の申立人夫婦の保険料は、共に未納とされている。

加えて、申立期間③のうち、昭和56年3月の付加保険料について、同年同月の定額保険料は、上述のとおり、同年6月に過年度納付されたものと推認され、制度上、付加保険料は、定額保険料を納付するより前には納付することができない上、過年度納付することができないことから、申立人は、同年3月の付加保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料及び申立期間③のうち、昭和56年3月の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、当該保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月まで

私は、仕事を辞めてしばらくしてA市役所又はB行政センターで国民年金の加入手続きを行い、その場でその月分の国民年金保険料を現金で納付し、残りの未納保険料は納付書で後日納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、しばらくして国民年金の加入手続きを行い、その際、市役所の職員から遡って国民年金保険料の納付ができると聞いた記憶があり、申立期間の保険料については、手続き時にその月分を現金で支払い、残りの分は納付書で2回ぐらいに分けて納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の記録と、A市の国民年金手帳交付簿に記載された申立人への国民年金手帳記号番号の交付日から、申立人は、昭和 58 年 3 月 16 日に加入手続きを行ったと推認できる。

また、当時、A市では、市役所又は行政センターで国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の収納事務を取り扱っていたことが確認できる上、元職員は、事情によっては加入手続き時に現年度分の納付書を発行していたと思うと述べており、申立内容に特段の不自然さはない。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間中に国民年金保険料の未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの期間及び55年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年3月まで
② 昭和55年4月から同年7月まで

申立期間①について、私が20歳になった時に、私の母親から国民年金に加入しておくように強く勧められ、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、自分で金融機関に納付していたが、途中の当該期間の保険料が未納とされていることは納得いかない。また、申立期間②について、52年に結婚してからは、夫婦二人分の保険料を金融機関で納付していたが、当該期間の妻の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の当該期間の保険料が未納とされている。さらに、昭和55年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄に、二人分の国民年金保険料の金額が記載されているにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が20歳になった時に、母親から強く勧められて国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、途中の当該期間の保険料が未納となっていることに納得がいけないと主張しているところ、当該期間前後の期間の保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の6か月と短期間である申立期間①の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人に係る特殊台帳に、申立期間①の直後の6か月の納付記録として、現年度納付と過年度納付が重複して記録されていることから、申立人

の納付記録について、行政の記録管理に不備が生じていた可能性も否定できない。

申立期間②について、申立人は、当該期間の夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関に納付したと主張しているところ、その妻の当該期間の保険料は納付済みであることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人に係る昭和 55 年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に記載されている金額は、同年 1 月から同年 12 月までの二人分の国民年金保険料額と一致することが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年10月から2年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年5月から52年6月まで
② 平成元年10月から2年3月まで

私は、会社を退職した後すぐに、区役所で国民年金の加入手続を行い、最初の数回を除き、付加保険料を含む国民年金保険料を口座振替で納付していた。定額保険料は納付済みなのに、その口座に付加保険料分が無いことはあり得ない。

申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②の付加保険料について、制度上、付加保険料を納期限までに納付しなかったときは、その納期限の日に、付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなされるが、オンライン記録には、その旨の記載がなされていない上、申立期間②後、再度付加保険料の納付が開始されているが、改めて付加保険料の納付を申し出た旨の記載もなされていない。

また、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は、付加保険料を含めて納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の6か月と短期間である申立期間②の付加保険料のみが未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、会社を退社した後すぐに、区役所で国民年金の加入手続を行い、最初の数回を除き、付加保険料を含む国

民年金保険料を口座振替で納付していたと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 53 年 12 月と推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 53 年 12 月の時点において、申立期間①の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間①の始期から手帳記号番号の払出日を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出される事情は見当たらず、その形跡もうかがえない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 10 月から 2 年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から6年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、自分で住所地の近くの金融機関で納付したか、当時、金融機関に勤務していた妹に頼んで納付してもらった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、金融機関で、何回かに分けて自分又は妹が納付したと主張しているところ、オンライン記録により、申立期間の前の平成3年10月から4年12月までの保険料を2回に分けて納付していることが確認できる上、その妹は、申立人の保険料を、自身が勤務していた金融機関で納付したことがある旨述べており、申立内容に特段の不自然さはうかがえない。

また、申立期間は比較的短期間であり、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料の未納は無い。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月までの期間及び 39 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月まで
② 昭和 38 年 6 月から 47 年 3 月まで

国民年金の加入手続は、私が区役所で行い、結婚前は、集金人に国民年金保険料を納付していた。また、結婚後は任意加入になると聞いていたの
で保険料を納付しなかったが、諸手続には行かなかった。結婚後 5、6 年
たって、結婚前に来ていた集金人から「保険料は遡って納付できる。」と
聞いたので、払わなかった期間を 2 年分ずつに分けて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る特殊台帳には、申立期間①のうち、昭
和 36 年度に 3 か月分、37 年度に 12 か月分及び 38 年 4 月の国民年金保険料
の納付が記載されており、保険料が還付された形跡が見当たらない。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得の記録が、昭和 35 年 10 月 1
日の強制加入から 38 年 5 月 1 日の任意加入に訂正されていることが確認でき
るが、そのような事務処理を行う事情が見当たらないことから、行政側の記
録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付番された多くの
被保険者が、昭和 35 年 10 月に国民年金の被保険者資格を取得し、36 年 4 月
から国民年金保険料を納付していることから、申立人も同年 4 月から納付可
能であったものと推認できる。

申立期間②のうち、昭和 39 年 4 月から 45 年 3 月までの期間について、申
立人は 2 年分ずつを遡って国民年金保険料を納付したと述べているところ、

申立人に対して、41年11月に職権適用で別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人はその手帳記号番号に係る39年4月から41年3月までの期間及び43年4月から45年3月までの期間の領収証書を保管している。その領収証書には領収印が押されていないが、様式や記載状況等から当時作成していたものと認められ、申立人が領収証書と信じて長年保管していたことを踏まえると、当該期間の保険料は納付されていたと考えるのが自然である。

また、昭和43年4月から45年3月までの期間の領収証書は、記載されている合計保険料額から、第1回特例納付により発行されたものであることが確認できるが、特例納付の場合は、通常、年度の古いものから行っていくことを考えると、43年3月以前の期間は納付されていたものと考えられる上、特例納付の手続をしておきながら、同年4月から45年3月までの保険料を納付しなかったとは考え難い。

申立期間②のうち、昭和45年4月から47年3月までの期間について、職権適用で払い出された国民年金手帳記号番号が重複のため取り消されたのは、同年4月から同年10月頃までの期間であると推認できることから、当該期間当時、45年4月から47年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能な期間である。

また、国民年金手帳記号番号が取り消された時期と申立人の国民年金の被保険者資格取得記録が訂正された時期は、同一時期と推認できることから、取り消された手帳記号番号についても、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる上、その納付記録を確認することができない。

一方、申立期間②のうち、昭和38年6月から39年3月までの期間については、申立人が所持している同年4月から41年3月までの期間の領収証書は、国民年金手帳記号番号が払い出された年度において、納付可能な年度まで遡ったものであることから、当該期間の国民年金保険料を納付するためには45年7月以降に特例納付することとなるが、申立人は、古い期間から順に納付していたと述べていることから、主張内容と一致しない。

また、申立人が昭和38年6月から39年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年4月までの期間及び39年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 49 年 3 月まで

私は、時期や場所については分からないが、母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

私の国民年金保険料については、母親が、亡くなる少し前まで口座振替により納付してくれていたため、申立期間の保険料についても、母親が納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期や場所については分からないが、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その母親が亡くなる少し前までは、申立人の国民年金保険料を口座振替で納付してくれていたため、申立期間の保険料についても、その母親が納付していたはずであると主張しているところ、その母親は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から 56 年 5 月までの 20 年以上にわたる期間の保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 50 年 2 月頃であると推認され、i) その時点において、申立期間の国民年金保険料は遡って納付することが可能であること、ii) 申立期間直後の 49 年 4 月から 50 年 1 月までの保険料は、同年 2 月以降に遡って納付されたものと推認できること、iii) 申立人の母親が亡くなる直前までの保険料は全て納付済みとされていることから、保険料の納付意欲が高かったと認

められるその母親が、7か月と短期間である申立期間の保険料を遡って納付していたと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 6572

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、親族の会社に就職した時に両親に勧められ、国民年金に加入した。国民年金の加入手続は母親が行い、国民年金保険料は、現金を母親に渡し母親が半年又は一年分をまとめて納付していた。その後、口座振替に変更した。

申立期間の国民年金保険料は、後日届いた納付書により遡って納付したにもかかわらず未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 2 月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の加入手続が行われたのは、オンライン記録から確認できる国民年金保険料の納付日から、遅くとも同年 3 月 5 日であったと推認される上、同年 10 月 6 日に申立期間の納付書が作成されていることが確認できることから、その時点で当該期間の保険料を納付することは可能であった。

また、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は、全て納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所及び仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金保険料を口座振替により納付をしている期間がある上、平成 12 年 3 月から 15 年 10 月までの期間において国民年金基金に加入していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川厚生年金 事案 7551

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年12月1日から18年2月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年12月1日から18年8月1日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が30万円となっているが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は34万円であり相違がある。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を保険料控除されていた金額に見合う34万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成17年12月1日から18年2月1日までの期間について、申立人から提出された給与明細書及びA社が提出した平成18年度年間集計表により、申立人は、当該期間において標準報酬月額34万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるものの、報酬月額については、標準報酬月額32

万円に相当する額が支給されていたことが確認できることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの申立人に係る標準報酬月額の随時改定の届出を行ったと回答していることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 18 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書及び上記年間集計表から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（34 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（30 万円）よりも高額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額であることから特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和17年7月10日から同年8月25日までの期間について、A社の事業主は、申立人が同年7月10日に厚生年金保険被保険者（当時は、労働者年金保険被保険者）の資格を取得し、同年8月25日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、90円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和17年11月12日から19年3月23日までの期間について、B社の事業主は、申立人が17年11月12日に厚生年金保険被保険者（当時は、労働者年金保険被保険者）の資格を取得し、19年3月23日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年11月から18年3月までは60円、同年4月から19年2月までは70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年1月11日から19年3月23日まで
② 昭和20年9月5日から21年2月25日まで

亡くなった夫の厚生年金保険の記録に、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当時、子供が3人もいるのに無職であったとは思えない。娘は夫の弟から、「父は、C社（旧社名は、D社）で働いていた。」と聞いている。また、娘は直接夫から、「E社の関連会社に働いたことがあるので、F社に入社できた。」と聞いている。資料等は無く、当時の詳細は不明であるが、調査の上、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和17年1月11日から同年4月28日までの期間について、申立人の娘は、「叔父から、父がC社に勤めていたことがあるという話を聞いた。」と述べているところ、D社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同一生年月日の者が、17年1月11日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、同年4月28日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であると判断できるが、昭和17年6月1日より前の期間は、労働者年金保険制度発足前の準備期間として保険料の徴収は行わない期間であることから、当該期間については、申立人を労働者年金保険の被保険者として認めることはできない。

一方、申立期間①のうち、昭和17年7月10日から同年8月25日までの期間について、申立人の娘は、「生前、父から、E社の関連会社に勤務した経験があるという話を聞いている。」と述べているところ、同社の事業と関連するGを製造するA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同一生年月日の者が、同年7月10日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月25日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、A社の事業主は、申立人が昭和17年7月10日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月25日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、上記の被保険者名簿から、昭和17年7月は90円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、昭和17年11月12日から19年3月23日までの期間について、B社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同一生年月日の者が、17年11月12日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、19年3月23日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できるところ、当該被保険者の労働者年金保険被保険者記号番号は、上記のD社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿における被保険者記号番号と同一の記号番号であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であ

り、B社の事業主は、申立人が昭和17年11月12日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、19年3月23日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、上記の被保険者名簿から、昭和17年11月から18年3月までは60円、同年4月から19年2月までは70円とすることが妥当である。

他方、申立期間①のうち、昭和17年4月28日から同年7月10日までの期間及び同年8月25日から同年11月12日までの期間について、C社は、「当時の資料が無いため、申立人の在籍を確認することができない。」と回答している上、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、両事業所の所在も不明であるため、申立人の当該期間の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人の妻は、当時は子供がいるため夫が無職であるはずがない旨述べている。

しかし、当該期間に申立人が勤務していたはずであるとする事業所名は不明の上、当該期間の直前に勤務していたH社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明である上、当該期間の直後に勤務していたF社は、「申立人に係る資料が見当たらないため、申立人の在籍を確認することができない。」と回答しており、申立人の当該期間の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、H社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和19年3月26日に同社における厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年9月5日に同資格を喪失していることが確認でき、F社I工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、21年2月25日に同社における厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、いずれもオンライン記録と符合又は一致する。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和17年4月28日から同年7月10日までの期間、同年8月25日から同年11月12日までの期間及び20年9月5日から21年2月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年12月1日から8年1月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を4年12月から6年10月までは36万円、同年11月から7年1月までは32万円、同年2月から同年12月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成8年1月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を8年1月から同年9月までは26万円、同年10月から10年9月までは28万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成8年1月1日から9年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成8年1月から9年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（平成8年1月から同年9月までは26万円、同年10月から9年9月までは28万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月1日から8年1月1日まで
② 平成8年1月1日から10年10月1日まで
③ 平成10年10月1日から同年11月1日まで

私は、A社に、昭和56年3月18日から平成10年10月31日まで勤務していた。給与明細書で確認したところ、4年12月から10年10月までの標準報酬月額が低くなっている。給与明細書を提出するので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する給与明細書から、申立人は当該期間について、その主張する標準報酬月額（平成4年12月から6年10月までは36万円、同年11月から7年1月までは32万円、同年2月から同年12月までは36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立期間①の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年1月から同年9月までは26万円、同年10月から9年12月までは28万円と記録されていたところ、10年1月7日付けで、遡って9万8,000円に訂正されている上、申立人を除く3名の標準報酬月額についても引き下げられていることが確認できる。

また、A社の元事業主は、「当時、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所に相談に行った記憶がある。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成10年1月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成8年1月から10年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た8年1月から同年9月までは26万円、同年10月から10年9月までは28万円に訂正することが必要であると認められる。

また、申立期間②のうち、平成8年1月1日から9年10月1日までの期間について、申立人が所持する給与明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成8年1月から9年9月の長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③について、上記の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人が所持する当該期間の給与明細書において、事業主が源泉控除したと確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月21日から5年2月28日まで
厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた平成4年9月から5年1月までの標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額と相違している。調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年2月28日）より後の同年4月26日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人が同僚として名前を挙げた者を含む複数のB社（A社の関連会社）の元社員は、「申立期間当時、A社の経営状況は非常に悪かった。厚生年金保険料を滞納していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月28日

私は、昭和52年9月19日にA社において被保険者資格を取得し、現在まで厚生年金保険に加入している。しかし、申立期間の賞与については、保険料が控除されているにもかかわらず標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与の「支給控除一覧表」から、申立人は、平成20年12月28日に38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の賞与支払届を提出していなかったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に同賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を47万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月28日

私は、昭和52年9月19日にA社において被保険者資格を取得し、現在まで厚生年金保険に加入している。しかし、申立期間の賞与については、保険料が控除されているにもかかわらず標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与の「支給控除一覧表」から、申立人は、平成20年12月28日に47万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を47万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の賞与支払届を提出していなかったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に同賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月28日

私は、昭和59年1月5日にA社において被保険者資格を取得し、現在まで厚生年金保険に加入している。しかし、申立期間の賞与については、保険料が控除されているにもかかわらず標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与の「支給控除一覧表」から、申立人は、平成20年12月28日に35万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を35万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の賞与支払届を提出していなかったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に同賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月1日から24年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者となっていない。申立期間は、私が同社本社から同社B支店に転勤となった頃である。44年10月に退職するまで、同社で継続して勤務していた。調査をして、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の元社員の証言から、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「A社本社から同社B支店に異動したのは、昭和23年12月であったと記憶している。」と述べていること、及びオンライン記録において、申立人が同社（本社）において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日と同日の同年12月1日に同社（本社）において同資格を喪失した複数の者は、同日付けで同社の他事業所において、同資格を再取得していることが確認できることから判断すると、同年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和24年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,200円とする

ことが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで

私は、昭和41年9月1日にA社に入社し、48年に同社の後継事業所であるC社を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職手当算定票に記載されている申立人の在職期間及び申立人から提出された人事異動通知書から、申立人は、A社及びC社に継続して勤務し（昭和41年11月1日にA社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和41年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和41年10月30日に厚生年金保険の適用業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所とはなっていない。しかし、B社は、「A社の解散時に雇用していた職員については、全員C社の職員として引き続き雇用した。」と回答しているところ、オンライン記録から、同年10月30日にA社において厚生年金保険の被保

険者資格を喪失した 41 名全員が C 社の厚生年金保険の新規適用日である同年 11 月 1 日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、A 社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、40年7月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年12月から40年2月までは1万6,000円、同年3月から同年6月までは2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月1日から40年7月16日まで
私は、昭和34年3月から44年11月までA社のB職として継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では申立期間の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、事業所名は確認できないが、申立人は、昭和34年3月から44年10月まで継続して同一の事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和39年12月1日付けでC市D町からE市F町に事業所所在地を移転していることが確認できるところ、移転後の上記被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同一生年月日の者（厚生年金保険被保険者番号も同一）が、同年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40年7月16日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、事業主は、申立人が昭和39年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40年7月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保

険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、上記の被保険者記録から、昭和 39 年 12 月から 40 年 2 月までは 1 万 6,000 円、同年 3 月から同年 6 月までは 2 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成4年7月から同年9月までは41万円、同年10月から6年10月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から6年11月8日まで

昭和63年1月26日から平成6年11月7日までの期間においてA社でB職に従事していたが、勤務期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低額となっている。申立期間を保険料控除されていた金額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち、平成4年7月から同年9月までは41万円、同年10月から6年7月までは44万円と記録されていたところ、同年8月4日付けで、4年7月から6年7月までを8万円に減額訂正処理され、その後、同年10月の定時決定の記録も同年11月1日付けで44万円から8万円に減額訂正処理されているとともに、資格喪失日（6年11月8日）より後の7年4月5日付けで、5年10月から6年10月までが8万円から20万円に訂正されていることが確認できる上、申立人のほかに複数の被保険者についても、同様の標準報酬月額の訂正処理が行われていることが確認できる。

また、A社の複数の元従業員は、「申立期間当時の同社の経営状態は、経営不振のため、資金繰りが苦しく、かなりの負債を抱え込んでいた様子であり、当時、給与の遅配が発生していた。」と証言していることから、当時、同社が社会保険料の納付について苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成6年8月4日付け、同年11月1日

付け及び7年4月5日付けで行われた申立人に係る標準報酬月額についての遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所がかかる訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年7月から同年9月までは、41万円、同年10月から6年10月までは44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から50年4月までの期間及び52年9月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から50年4月まで
② 昭和52年9月から57年3月まで

私の国民年金の加入手続は、私の父親が昭和57年4月に社会保険事務所（当時）で行った。申立期間の国民年金保険料を納付した時期は定かではないが、私の父親が平成7年から15年までの間に、先に申立期間②の保険料をまとめて納付し、しばらく時間が経過してから申立期間①の保険料をまとめて納付してくれたそうだ。申立期間の保険料額は、合計で70万円から85万円ぐらいまでの金額だったと聞いている。私の父親によれば、申立期間の保険料について、社会保険事務所に相談したところ、納付できるようにしてくれたそうだ。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が平成7年から15年までの間に、申立期間①及び②の国民年金保険料をそれぞれまとめて納付したと述べているが、既に7年の時点において、当該期間の保険料は時効により納付することができない。

また、時効を超えた分の国民年金保険料を納付することができる制度として、特例納付制度が過去に3回実施されているが、最後に実施された第3回特例納付は昭和55年6月に終了している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料として、その父親が合計で70万円から85万円ぐらいまでの金額を納付したと述べているが、実際には当該期間の保険料は納付することはできず、納付することができたと仮

定した場合でも、当該期間の保険料を実際に納付するために必要となる金額は、20 数万円程度にすぎず、その主張とは大きな隔たりがある。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6574 (事案 5617 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年12月まで

私は、昭和37年11月から40年9月までの期間、41年1月から同年3月までの期間、42年4月から43年12月までの期間、44年1月から46年12月までの期間及び48年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料を、私の母親又は夫が納付していたと思うことから、第三者委員会に申立てを行った。

その結果、昭和48年7月から49年3月までの期間を除いた期間については、記録の訂正が認められなかった。

これについて文書を受け取ったが、それには、昭和44年1月から46年12月までの期間(以下「申立期間」という。)について、記録の訂正が認められない理由として、「申立人の被保険者台帳において、同台帳は結婚当時の昭和44年ではなく、47年4月になって、職権で申立人が結婚前に居住した市を管轄した社会保険事務所(当時)から、当時、申立人が居住した市を管轄する社会保険事務所に移管されたことが確認でき、被保険者台帳が移管される前である申立期間当時においては、申立人が結婚後の市で国民年金の被保険者として把握されていたとは考えられず、保険料を納付するための納付書が発行されたとも考えにくい。」と書かれていた。

これを読んで私は、第三者委員会は、昭和47年4月になるまで私がA市に居住していたと判断していると考えたので、結婚後確かに私がB市及びC市に転居し居住していたことを示す証拠として、それらの市で発行された母子手帳を提出するので、改めて申立期間について審議を行ってほしい。

また、C市役所で「年金記録の回復が早くなります」というチラシを受け取ったので、併せて提出する。チラシには、「次の基準に当てはまる方は、年金記録確認第三者委員会で審議することなく、年金事務所の調査で、

記録を回復できます。」とある。私の申立てはこの基準に合致していないか、確認をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回の申立てで、昭和37年11月から40年9月までの期間、41年1月から同年3月までの期間、42年4月から43年12月までの期間、44年1月から46年12月までの期間及び48年7月から49年3月までの期間について、その母親又は申立人の夫が、申立人の国民年金保険料を納付したはずであると申し立てた。

このうち、昭和48年7月から49年3月までの期間については、記録の訂正が必要であるとされた。一方、当該期間を除く37年11月から40年9月までの期間、41年1月から同年3月までの期間、42年4月から43年12月までの期間及び44年1月から46年12月までの期間については、記録の訂正は認めることはできないとされた。これら当委員会の決定は、既に平成23年6月8日付けで通知が行われている。

申立人は、今回、昭和44年1月から46年12月までの期間を改めて申し立てている。その理由について申立人は、前記委員会の決定を通知した文書（以下「通知文」という。）に、「さらに、申立期間④（44年1月から46年12月まで）について、申立人は、結婚後はその夫が申立人の国民年金保険料を納付していたと思うと述べ、その夫も、夫婦が国民年金の被保険者であった期間においては、夫婦の保険料を一緒に、自身が厚生年金保険の被保険者であった期間においては、申立人のみの保険料を、いずれも納付書で納付していたと述べている。しかし、申立人の被保険者台帳において、同台帳は結婚当時の昭和44年ではなく、47年4月になって、職権で申立人が結婚前に居住した市を管轄した社会保険事務所から、当時、申立人が居住した市を管轄する社会保険事務所に移管されたことが確認でき、被保険者台帳が移管される前である申立期間④当時においては、申立人が結婚後の市で国民年金の被保険者として把握されていたとは考えられず、保険料を納付するための納付書が発行されたとも考えにくい。」とあるため、当委員会が、結婚後の申立人の居住地について、誤った認識をし、当該期間の保険料の納付を認めないとしたのではないかと述べた上で、申立人が結婚後居住したB市及びC市が発行した母子手帳を委員会に提出し、当該母子手帳の記載内容で、申立人が結婚後はB市及びC市に居住したことが証明でき、これが再申立てに必要とされる、「年金記録の訂正につながる新たな資料・情報」とであると主張している。

しかし、当委員会は、「申立人の被保険者台帳において、同台帳は結婚当時の昭和44年ではなく、47年4月になって、職権で申立人が結婚前に居住した市を管轄した社会保険事務所から、当時、申立人が居住した市を管轄す

る社会保険事務所に移管されたことが確認できる」ことから、結婚後、同年同月の時点までは、申立人の国民年金に係る住所変更手続が行われていなかった事情がうかがえると判断しているのもであって、結婚後、同年同月の時点までの申立人の実際の居住地について、申立人がA市に居住していたと判断しているわけでも、B市及びC市に居住していなかったと判断しているわけでもない。

したがって、当委員会が結婚後の申立人の実際の居住地について誤った認識をしたのではないかとする申立人の指摘については、母子手帳の住所地の記載によって、申立人が確かに結婚後はB市及びC市に居住していたと主張したとしても、申立人の国民年金被保険者名簿に書き入れられた、「昭和 47 年 4 月（職権）D 社会保険事務所より移管」の記載を打ち消す事情とは認められず、申立期間において、申立人の国民年金に係る住所変更手続が適切に行われていたと考えることは難しい。申立人は、当該期間当時に、申立人がB市及びC市に居住したことを証明できる資料として、戸籍の附票、住民票などの入手を試みたが保存期間を経過しており入手することができなかつたとも述べているが、当該関連資料によって、申立人の結婚後の実際の居住地が証明されたとしても、その効果は、提出された母子手帳と同様であると考えられる。

また、申立人が当委員会へ提出したC市で受け取ったとする「年金記録の回復が早くなります」と記載されたチラシには、第三者委員会へ申し立てをすることなく、日本年金機構が年金事務所段階で年金記録を回復できる場合の基準について、新たな基準を追加したと記載されているが、当該追加された新たな基準として、国民年金については、「保険料納付記録がもれていると思われる期間が2年以下であって、その他の期間は納付済みであるなどの一定の条件を満たす場合」と明記されており、申立内容は、同機構が示した基準には合致していない。

このように、今回の申立ては、当委員会が当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から12年3月まで

私は、平成8年*月で20歳になってから、市役所から送られてきた国民年金保険料の納付書を使い、毎月銀行で納付していた。9年4月に大学生になり、大学1年の時は何月分か不明だが数回納付した。大学2年になってからは納付しなくなり、時期は覚えていないが市役所から2年分の納付書がまとめて届いたので、そのうちの1年分を市役所窓口でまとめて納付した覚えがあるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年*月で20歳になってから、市役所から送られてきた国民年金保険料の納付書を使い、毎月銀行で納付し、9年4月からも、数回納付するとともに、時期は覚えていないが2年分のうち1年分を納付したと主張しているが、申立人は、申立期間の国民年金への加入状況及び保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、オンライン記録の基礎年番号付番日及び年金手帳に記載されている手帳交付日から、平成13年3月8日に初めて国民年金被保険者資格記録が作成されていることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行った時期も同時期と推認され、その時点で、申立期間のうち、8年10月から11年1月までの国民年金保険料は時効により納付することができない期間である上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間の大半は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間で

あり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、同年4月から42年12月までの保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から42年12月まで

私は、昭和37年10月に、住み込みで勤務していた店の主人から国民年金の加入を勧められたことを契機に、市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後から42年12月に結婚するまでの国民年金保険料については、店に来ていた集金人に、1か月当たり100円を定期的に納付していた。申立期間当時、私と一緒に勤務していた同僚A氏及びB氏も同じ集金人に保険料を納付しており、当該同僚の申立期間の保険料は納付済みとなっている。

また、昭和40年4月から42年12月までの期間については、集金人に国民年金保険料を定期的に納付していたにもかかわらず、44年12月にまとめて保険料を納付した領収証書が存在していることから、保険料を重複納付しているはずである。

国民年金保険料の未納とされている期間については納付済期間とし、重複納付していた期間については保険料を還付してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年10月に市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当初、加入手続時期を同年5月とするなど、その記憶は明確とはいえ、国民年金手帳についての記憶も曖昧であることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人と同じ集金人に国民年金保険料を納付していたとする同僚B氏の申立期間の年金記録によると、特例納付及び過年度納付している期間があり、これら保険料は集金人に納付することができないことから、申立内容

と一致しない。

さらに、申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人の年金手帳は、昭和 42 年 7 月 1 日に発行されていることが確認でき、申立期間のうち、37 年 10 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を集金人に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 42 年 12 月までの国民年金保険料については、重複納付していたと主張しているが、申立人の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳では、申立人が保険料を重複納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

その上、申立人が、昭和 37 年 10 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたこと、及び同年 4 月から 42 年 12 月までの保険料を重複納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに 37 年 10 月から 40 年 3 月までの保険料を納付していたこと、及び同年 4 月から 42 年 12 月までの保険料を重複納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 37 年 10 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、同年 4 月から 42 年 12 月までの保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6577

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 56 年 3 月まで

私は、母親及び勤務していた店を担当していた税理士に勧められたため、20 歳になった昭和 47 年*月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料については、私が、勤務していた店へ来ていた銀行の担当者に、納付書により毎年 1 年分をまとめて納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親及び勤務していた店を担当していた税理士に勧められたため、20 歳になった昭和 47 年*月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと思うと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、57 年 1 月頃であると推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 1 月頃に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人は、継続して同一区内に居住しているとしており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、勤務していた店へ来ていた銀行の担当者に、納付書により国民年金保険料を毎年 1 年分まとめて納付していたはずであると主張しているが、申立人は、保険料の納付時期及び納付金額について、具体的に憶えていないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から12年6月までの国民年金保険料については、免除されていたもの又は納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から12年6月まで

私は、平成3年11月に勤務先を退職した後、同年同月又は同年12月に区役所で国民年金の加入手続を行った。次に6年10月に勤務先を退職した後も、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、当時の生活状況から、国民年金保険料については、免除の申請手続きを行ったと思うが、はっきりとは憶えていない。

申立期間の国民年金保険料については、免除の申請手続きをしたはずなので、免除とされていないのはおかしいと思う。

ただ、私は免除の申請手続きについてははっきり憶えていないので、手続きをしなかったのかもしれない。もしそうだとしたら、納付書が送られてくるだろうから、その納付書で国民年金保険料を納付していたと思うので、未納とされているのはおかしいと思うが、納付した場所や保険料額などは憶えていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職した平成6年10月頃、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料については、免除の申請手続きを行ったと思うが、免除の申請手続きを行っていなかったのであれば、保険料は納付したと思うと述べている。しかし、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び保険料免除の申請手続きをしたのであれば当該手続きやその回数、免除の申請手続きを行わず保険料を納付したのであれば納付場所や保険料額などについての具体的な記憶が無く、申立期間当時の申立人の国民年金の加入状況、保険料の賦課状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人がその主張のとおり、平成6年10月頃に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金第1号被保険者として再度国民年金に加入していたのであれば、申立人には既に4年1月に国民年金手帳記号番号が払い出されていたため、当該手帳記号番号で申立期間の申立人の国民年金の加入状況が管理されることとなるが、オンライン記録には、当該手帳記号番号で、申立人が6年10月に国民年金の被保険者資格を取得したことも、12年7月に同資格を喪失したことも記録されていない。これに加え、申立人が申立期間当時居住した市で、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていないか調査したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無く、当該期間において、申立人が国民年金の被保険者として管理されていた事情はうかがえない。

さらに、申立人には、申立人が平成2年3月に厚生年金保険に加入した際の記号番号が基礎年金番号として付番されており、その付番時期は12年7月である。基礎年金番号制度が導入されたのは9年1月であり、同年同月に被保険者が公的年金に加入していた場合は、当該加入していた公的年金制度の記号番号が当該被保険者の基礎年金番号として付番されるため、申立人の場合、同年同月の時点で国民年金に加入していたのであれば、当該国民年金の手帳記号番号が申立人の基礎年金番号とされるが、申立人の基礎年金番号の付番状況及び付番時期は前で述べたとおりであり、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入していたと考えることは難しく、申立人が当該期間の国民年金保険料の免除の申請手続きを行ったとも、保険料を納付したとも考えられない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知書等）又は納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたこと又は納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたもの又は納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6579

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 43 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 9 月まで

私は姉と共にA店に住み込みで勤務し、20 歳になった昭和 42 年*月に国民年金の集金人から国民年金保険料を納付するように言われ、姉と共に集金人に支払ったが、申立期間が国民年金の未加入期間となっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳となった昭和 42 年*月から国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は 43 年 10 月 8 日に強制加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の主張と符合しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続について一切記憶していないが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入者の被保険者資格取得日及び国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 43 年 11 月頃と推認できる上、申立期間中、同一市内に居住しており別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡は無い。

さらに、申立人は国民年金保険料を集金人にのみ納付していたとしているが、加入時期からみて申立期間の大半は過年度となるため、制度上、現年度保険料のみ取り扱う集金人に納付することができない期間である上、遡って納付したことは無いと述べていることから、申立期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した際、領収書を受け取ったとしているが、申立人が当該期間当時住居していた地区では、昭和

48年4月に納付書による保険料の徴収が開始されるまでは、印紙検認方式によることが確認でき、申立人が述べているように、保険料の納付後に領収書が発行されたとは考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から 63 年 6 月まで

3 年ほど前にねんきん特別便が届き、年金記録を見たら申立期間の国民年金保険料の納付記録が未納となっていた。国民年金については、私が 22 歳になった平成元年頃に、母親が A 市の窓口で加入手続きを行い、申立期間の保険料を一括して納付したはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、22 歳の平成元年頃に申立人の母親が、A 市の窓口で申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、同市の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、2 年 8 月 22 日に国民年金加入に係る届出が行われ、当該届出時点で時効が到来していない昭和 63 年 7 月から平成 2 年 3 月までの保険料の納付書が発行されている記録が認められる。

また、社会保険事務所（当時）において、申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第 3 号被保険者の該当届出の処理日から平成 2 年 9 月 5 日頃と推認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は、申立期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立書において母親が A 市の窓口で納付したとする申立期間に係る国民年金保険料は 16 万 5,300 円であったと主張しているが、申立期間に係る保険料額は 9 万 7,100 円であり、申立人の主張する金額と異なることに加え、申立人が納付したとする保険料額は、申立人から提出された

家計簿の写しに記載された「63年7月～元年3月分」と「元年4月～2年3月」との合計額と一致していることから、申立期間に係るものではなく、平成2年8月22日の届出時に納付された過年度保険料額と考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から54年3月まで

国民年金の加入手続については、母親に言われ20歳時に住所地を管轄する市役所の支所で行ったことを記憶している。国民年金保険料の納付については、納付方法や納付時期については、全く憶えていないが手続直後から納付し始めたと思う。その後、A市B区に転居し、結婚した後は妻と一緒に保険料を納付していたはずだと思う。申立期間が、未納とされているので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達後の比較的早い時期に、C市役所の支所で加入手続を行い、国民年金保険料の納付時期や納付方法についての記憶は無いものの、手続直後から納付し始めたはずだと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付番された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人が、それまで居住していたA市B区からC市に転居した際の昭和54年4月18日であることが確認でき、申立人の主張と一致しない。

また、上記の加入手続時点において、昭和52年3月以前の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、また、その形跡も無く、結婚後、妻と一緒に保険料を納付していたとするA市B区においても、申立人の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は無い。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたことが確認できる昭和54年4月時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付す

ることができない期間となる上、過年度納付により遡って保険料を納付することが可能な期間については、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無く、保険料の納付対象期間や金額及び納付時期や方法等についても全く憶えていないとしているなど納付状況が不明なことから、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 44 年 2 月までの期間、同年 4 月から同年 7 月までの期間、45 年 4 月から同年 5 月までの期間及び同年 8 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 44 年 2 月まで
② 昭和 44 年 4 月から同年 7 月まで
③ 昭和 45 年 4 月から同年 5 月まで
④ 昭和 45 年 8 月から同年 12 月まで

申立期間①、②及び③について、私の母親は、昭和 42 年 4 月に町役場で私の国民年金の加入手続を行い、その後、私が会社を退職するたびに、厚生年金保険から国民年金への切替手続を町役場で行った。当該期間の国民年金保険料については、母親が納付していたにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間④について、私は、昭和 45 年 8 月頃に市役所で国民年金の再加入手続を行った。当該期間の国民年金保険料については、1 か月当たり 450 円を納付書により納付していたにもかかわらず、当該期間が未納又は未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を町役場で行い、当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況、厚生年金保険か

ら国民年金への切替状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の最初の国民年金の被保険者資格取得時期は、当初、昭和 45 年 8 月とされていたが、平成 5 年 4 月に、昭和 42 年 4 月に訂正され、申立期間②及び③の被保険者資格取得の記録は、平成 5 年 4 月に追加されたことが確認できることから、これら記録の訂正又は追加が行われた時点まで申立期間①、②及び③は、国民年金の未加入期間であったものと推認される上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間④について、申立人が加入当初から所持している国民年金手帳の昭和 45 年度国民年金印紙検認記録欄の切離し箇所には割印が押されているものの、当該記録欄には検認印が押されていない上、当時申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿でも、当該期間の保険料は未納となっている。

加えて、申立人は、申立期間④後である昭和 46 年 1 月に厚生年金保険に加入し、同年 7 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、それから 4 年以上もの間、国民年金に加入していないことが確認できる。

その上、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6583 (事案 3018 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から同年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 39 年*月頃、私の母親が、私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。

前回の申立てについて、記録の訂正が認められないと判断されたが、納得できない。

私の母親がせっかく納付してくれた国民年金保険料なので、僅か 3 か月と軽く考えずに、再度審議を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回の申立てにおいて、その母親が昭和 39 年*月頃、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が結婚するまで、国民年金保険料を納付してくれていたと思うと申し立てた。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人の国民年金の加入手続は昭和 41 年 5 月に行われたと推認され、その時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできないことから、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 12 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、記録の訂正が認められず納得がいかないとするものの、申立人の主張等からは、再申立てに当たり必要とされる、「年金記録の訂正につながる新たな資料・情報」をうかがうことは難しい。

また、前回の申立てについて、当委員会が行った調査、収集した関連資料

等を改めて検討したが、申立人が主張しているような、申立人の母親が昭和39年1月頃、申立人の国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない上、申立人の国民年金の加入手続が41年5月に行われたと推認した調査方法も適切であり、当該推認される加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないとした決定を変更すべき事情は認められなかった。

さらに、申立人は、「僅か3か月と軽く考えずに」とするなど、申立期間が短期間であることを、当委員会が、当該期間の年金記録の訂正を認めないとした理由のひとつであると懸念している様子もうかがえるが、当委員会は、申立人の当初の申立内容が、その制度上、時効により納付することができない期間の国民年金保険料を納付したとするものであると判断し、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの結論に至ったものであり、申立期間が3か月であることを理由に、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとしたわけではない。

このように、今回の申立ては、当委員会が当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から2年9月までの期間及び3年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月から2年9月まで
② 平成3年1月

私は、平成元年9月に会社を退職した際に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。

その後、国民年金保険料をずっと納付してきたつもりであったが、転居した平成4年1月頃に、町役場の職員から保険料の未納期間があること及び保険料を未納にしておく、将来年金を受給できなくなる旨の説明を受けたので、その職員に現金を渡し、元年9月から4年1月までの保険料を一括して納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年9月に会社を退職した際に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと思うと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、4年3月頃と推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年3月に、その当時申立人が居住していた町において払い出されており、申立期間①及び②当時に、申立人が居住していた区において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、平成4年1月頃に、町役場の職員に現金を渡し、元年9月から4年1月までの国民年金保険料を一括して納付したと主張している

が、i) 申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる同年3月から同年9月までの保険料は、同年4月から同年9月までの間に毎月納付されていることが、申立人のオンライン記録により確認できること、ii) 申立期間①直後の2年10月から同年12月までの保険料は、4年10月に、申立期間②直後の3年2月から同年3月までの保険料は、5年3月に、3年4月から4年2月までの保険料は、同年7月に、それぞれ遡って納付されていることが、申立人のオンライン記録により確認できることから、申立人が、同年1月頃に、申立期間①及び②を含む元年9月から4年1月までの保険料を一括して納付していたとは考え難い上、申立人が、一括して納付したとする金額は、元年9月から4年1月までの保険料を一括して納付した場合の金額と一致していない。

加えて、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 44 年 3 月まで

私の国民年金の加入については、私自身は行っておらず、詳しいことは分からないが、私が 20 歳になった時に、母親が母親の国民年金保険料を集金に来ていた集金人に勧められ、行ってくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料については、母親が母親自身と私の保険料を用意してくれ、私は集金人に渡すだけだった。

申立期間の母親の国民年金保険料は納付済であるにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 43 年*月に、その母親が、自宅に来ていた母親の国民年金保険料の集金人を通じて、申立人の国民年金の加入手続きを行い、その後、申立期間の保険料については、その母親が用意した、申立人及びその母親の分を、申立人が集金人に納付していたと述べ、当該期間においてその母親の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、自身の保険料が未納とされていることに納得できないと主張している。

しかし、申立人は、国民年金の加入手続きに直接関与しておらず、申立期間の国民年金保険料についても、その母親から渡された保険料を集金人に渡すのみであったと述べるにとどまり、申立人の国民年金の加入手続きを行い、当該期間の保険料の納付に主に関与していたとされるその母親は、既に他界しており証言を得ることができないため、申立人の国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続きは、申立人の所持する国民年金手帳の発行年月日及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任

意加入被保険者の被保険者資格取得時期から昭和44年7月と推認され、加入
手続時期についての申立内容と一致しないほか、43年*月当時、申立人に別
の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、
その形跡も無いため、その母親が、同年同月に申立人の国民年金の加入手続
を行ったとは考えられない。

さらに、推認される申立人の国民年金の加入手続時点において、申立期間
の国民年金保険料は過年度分として納付することはできたが、申立人は、保
険料は集金人に納付していただいただけであるとしており、制度上、集金人には過
年度分の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す
関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付
していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 55 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 55 年 4 月まで

私の両親は、私が 20 歳になった昭和 51 年*月に私の国民年金の加入手続を行い、55 年 5 月に結婚するまでの間、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。両親は既に亡くなっているため、申立期間の保険料が納付されていたことを証明するものは何もないが、当該期間が国民年金に未加入で、保険料を納付していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が、昭和 51 年*月に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその両親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 12 月に払い出され、同年 4 月に国民年金の被保険者資格を取得していることが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その長姉及び次姉についてもそれぞれが 20 歳になったときに、その両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、その長姉及び次姉の国民年金の加入手続が行われた時期は、姉二人の国民年金手帳記号番号の払出日から、それぞれが 20 歳になった時期ではなく、結婚をした時期であることが推認でき、申立

内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から52年8月までの期間及び54年3月から55年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から52年8月まで
② 昭和54年3月から55年7月まで

私は、会社を退職した後の昭和43年9月頃に、厚生年金保険の年金手帳を持参して、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、市役所又は区役所で納付書により定期的に納付しており、私の夫が会社を退職した後の46年3月からは、夫婦二人分を一緒に納付していた。

申立期間②の国民年金保険料については、昭和54年3月に会社を退職した後に市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、市役所で夫婦二人分を一緒に納付書により納付していた。

申立期間①及び②が国民年金に未加入で、国民年金保険料を納付していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後の昭和43年9月頃に、厚生年金保険の年金手帳を持参して、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、厚生年金保険の被保険者に対して年金手帳が交付されるようになった時期は、49年11月以降であることから、申立内容と一致しない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫の昭和46年3月から51年9月までの保険料は、第3回特例納付により納付されていることが確認できるが、申立人に特例納付による保険料納付の主張は無い。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格

取得日から、昭和 56 年 8 月頃と推認でき、同年同月に国民年金の被保険者資格を取得していることが、申立人の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により確認できることから、申立期間①及び②は国民年金に未加入で国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間①及び②は、合計 126 か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考え難い。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7562 (事案 1751 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 1 日から 61 年 9 月 3 日まで

A社には、昭和 52 年 5 月 11 日にアルバイトで入社し、53 年 3 月 1 日に正社員となり、労働組合の組合員にもなった。健康保険料も厚生年金保険料も控除されていた。第三者委員会は、同社に出向き、賃金台帳や申立人に関し雇用助成金を受領していた事実を調査すべきである。

A社は、厚生年金保険の強制適用事業所であるにもかかわらず、申立人の給与から控除した保険料のみならず、会社負担分の保険料も一切納付しないことは、厚生年金保険法に反する違法行為であるので、私の厚生年金保険の記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、i) 申立人は正社員であり、正社員でなければ社員旅行には参加できなかったとして、昭和 60 年の社員旅行 40 名参加の記念写真を提出しているが、名前が判明した 32 名のうち、6 名は厚生年金保険の加入記録は無い上、A社が保管している従業員台帳に記載されている申立人を含む 20 名のうち、16 名は厚生年金保険の加入記録は無いことから、同社では厚生年金保険加入について、従業員ごとに取扱いが異なっていたと考えられること、ii) 同社では厚生年金保険加入者について、会社独自で被保険者台帳を作成しており、当該台帳に申立人の記載は無く、複数の同僚は、「正社員であれば、厚生年金保険に加入できるはずであるが、実際には加入していない者も存在した。」と供述していること、iii) 申立期間当時の人事担当者及び複数の同僚から、「正社員は、厚生年金保険、厚生年金基

金、健康保険、雇用保険に、必ず一緒に加入していた。」旨の供述があるが、申立人は厚生年金基金及び雇用保険の加入記録が無いこと、iv) 申立人から、申立期間のうち54年及び55年において、国民健康保険に加入していたことを示す資料が提出されていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年12月4日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、「第三者委員会は、A社に出向き、賃金台帳や同社が申立人に関し雇用助成金を受領していた事実を調査すべきであり、その上、同社が厚生年金保険の強制適用事業所であるにもかかわらず、申立人の給与から控除した厚生年金保険料のみならず、会社負担分の保険料も一切納付しないことは、厚生年金保険法に反する違法行為であるので、申立人の厚生年金保険の記録を回復してもらいたい。」と主張しているところ、同社からは、申立期間当時の関係資料は無いとの回答があり、また、管轄の公共職業安定所でも、申立期間当時の関係資料は保管していないとの回答があった。

また、雇用助成金は、雇用保険に加入していた者が対象であるところ、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

なお、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて事業主が行った資格取得の届出手続の遅延又は届出手続漏れ自体の違法性の有無を判断するものではない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7563 (事案 5861 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 16 日から同年 11 月 16 日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者標準報酬月額は、4万5,000円となっている。同社は、当時B社（現在は、C社）の子会社であり、人事、採用等は同社が一括して行い、賃金水準も同一であった。A社に出向の際、役職手当は無くなったが、一方で残業手当が増えており、通勤手当の変更も無く、給与総額がB社に勤務していた時よりも下回ることはなかった。

また、D社の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、5万2,000円となっているが、同社に転職する際に、A社と同じ給与金額で賃金交渉をしたためである。したがって、同社に勤務していた期間の標準報酬月額がその前後の期間に比べて低額となっているのは不自然であり、正しくは5万2,000円である。

今回、新たに申立期間当時にA社の社会保険事務を担当していた者から、私の同社における厚生年金保険被保険者資格取得について、手続を誤って当該標準報酬月額を4万5,000円として社会保険事務所（当時）に届けた旨の証言を得ており、当該標準報酬月額が誤りであることが明らかになった。調査の上、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立てについては、申立人は、申立内容を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認す

ることができないこと、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、同社の事業を継承したC社に申立人の申立期間当時の給与支給額等について照会したが、同社は申立人の申立期間当時の給与支給額及び給与から控除した厚生年金保険料は不明である旨回答していること、A社の同僚に対する照会においても申立人の報酬月額及び事業主による保険料控除に関する具体的な証言は得られないこと、D社においても申立人のA社に係る給与明細書は保管されていないこと、及び厚生年金基金（当時は、E厚生年金基金）の記録においても申立てに係る標準給与月額は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年6月15日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、A社の社会保険事務担当者であった者から、「申立人が、昭和43年7月にB社からA社に転属する際に、B社から基本給についてのみ通知があり、本来であれば、当該基本給に残業手当の見込額を加算した金額を申立人の報酬月額として社会保険事務所に届け出るべきであったが、残業手当の見込額を加算せずに当該基本給のみを報酬月額として社会保険事務所に届け出たと思う。」との証言を得たと述べていることから、当委員会から同人に、証言内容について照会したが、同人は、「申立人のことを記憶しておらず、申立人の報酬月額及び保険料控除額は分からない。標準報酬月額相違の原因の一つとして、例えば交通費等を加算しないで届け出た場合、実際に支給される報酬額と標準報酬月額に差異が生じることが考えられる旨を一般論として話したに過ぎず、申立人の当該被保険者資格取得時の届出内容を証言したものではない。」と回答しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立人のA社、B社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を年金事務所から入手したとして、当委員会に提出しているが、当該被保険者名簿は、当初の当委員会の決定の際に、既に確認を行っており、当該被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額の記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、標準報酬月額が遡って訂正されるなど、不自然な事務処理が行われた形跡も見当たらない。

さらに、申立人に対する意見陳述によっても、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがえる事情は見当たらない。

このほかに、申立人からその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことを示す新たな資料提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 39 年 5 月 1 日から 43 年 6 月 30 日までの期間に A 社の B 事業所及び C 事業所に勤務していた。同社は全国に事業所を持つ会社で、厚生年金保険に加入している会社であったが、同社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社 B 事業所及び同社 C 事業所の D 職として勤務していたと述べている。

しかし、A 社は、「当社の社員履歴に申立人の在籍記録は無く、申立人が勤務したとする B 事業所及び C 事業所についての記録も確認できない。当社は、全国に事業所があるが、D 職については、個人事業主のような形で委任契約を結んでおり、会社との雇用関係が無いため、社会保険に加入させる取扱いとはなっていなかった。」と回答している。

また、申立人が同僚として名前を挙げた者は、連絡先不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い状況について確認することができない上、オンライン記録において、当該同僚も A 社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できない。

さらに、A 社が加入する E 企業年金は、「中途脱退者記録及び昭和 43 年 7 月 1 日付けの資格喪失届を確認したが、申立人と思われる該当者は見当たらない。」と回答している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和 39 年 4 月 30 日から 43 年 7 月 10 日まで国民年金に加入し、このうち、40 年

4月から同年9月までの期間、41年4月から42年3月までの期間及び43年4月から同年6月までの期間の保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から32年4月1日まで

私は、昭和25年9月12日から58年1月10日までの期間において父が経営していたA社に継続して勤務し、厚生年金保険被保険者であったにもかかわらず、申立期間が被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和25年9月12日に被保険者資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失し、32年4月1日に同資格を再度取得しているほか、申立人の同社に係る厚生年金保険の被保険者記号番号は、最初に被保険者となった25年9月12日の資格取得時と32年4月1日の再取得時は別番号となっており、これらの記録は、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、「A社の事業主は父親であり、社会保険関係等の事務は母親が行っていた。」と供述しているところ、申立人の両親は既に亡くなっており、同社において申立人と同職種であった同僚も確認できない上、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間における保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月頃 から 59 年 2 月頃まで
勤務していた期間は定かでないが、昭和 58 年 6 月頃 から 59 年 2 月頃までの期間、A 事業所に正規従業員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 58 年 6 月 28 日から 59 年 2 月 29 日まで A 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録において、A 事業所は、平成 8 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できるところ、事業主は、「当事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、同年 8 月 1 日からであり、それ以前は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と述べている。

また、申立人が当時、経理を担当していたと述べている事業主の妻及び申立人が名前を挙げた同僚は、オンライン記録において、いずれも申立期間当時、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A 事業所の従業員の一は、「私は、昭和 60 年 4 月から勤務しているが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になった平成 8 年 8 月より前は国民年金に加入していた。」と述べているところ、同人の供述内容は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月末頃から 60 年 6 月初旬頃まで
私は、申立期間においてA社（現在は、B社）に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社の社員として、C事業所でD及びEの業務を行っていたと述べているところ、B社の担当者は、「当時の書類は保管していないが、C事業所の業務を請け負っていたことは覚えている。」と回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立人と同じ就業地で勤務していた同僚の名前を記憶していないため、申立期間の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない上、雇用保険被保険者記録照会においても、申立人のA社に係る被保険者記録を確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 10 日から 46 年 1 月 15 日まで

私は、平成 18 年に 60 歳になり社会保険事務所（当時）に年金受給の手続に行った際、A社に勤務していた期間については、脱退手当金を支給した記録になっていることを知った。

当時は、脱退手当金の給付制度を知らず、請求したことも受給した記憶も無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和46年5月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、昭和46年1月15日に申立期間に係る事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、その後、50年4月1日に再就職した事業所における厚生年金保険被保険者番号は、申立期間に係る事業所とは別番号で管理されており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7569 (事案 2874 の再々申立て、6274 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月28日から同年7月19日まで

厚生年金保険の被保険者記録を調べたら、A社及びB社の被保険者期間について、脱退手当金を支給済みとなっていた。B社の被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶があるが、A社については、受給手続をしていないし、受給した記憶も無いので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正には至らないとの結果だった。

しかし、第三者委員会の審議の結果に納得がいかなかったため、新しい事情は無いが再申立てを行ったところ、前回の審議の結果と同様に記録の訂正には至らなかったが、私は、B社の上司か同僚から脱退手当金の説明を受け、同社を最終事業所として脱退手当金を受給したので、同社の同僚も脱退手当金を受け取っているはずである。同社の同僚の記録を再度調査し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記載されているページとその前後10ページに記載されている申立人と同様に同社の被保険者期間のみでは脱退手当金の受給資格の無い女性は8名で、その全ての者は同社における被保険者資格の喪失後に同社に勤務する前の被保険者期間を含めた期間の脱退手当金の支給記録が確認でき、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったことを勘案すると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い上、上記被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記さ

れているとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和34年12月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間と合算して、脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間より前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間より前に受給したと主張しているが、申立期間より前に脱退手当金の支給記録は無いほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらないとして既に当委員会の決定に基づく平成22年6月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新しい事情は無いがA社に係る脱退手当金は受給していないと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして既に当委員会の決定に基づく平成23年8月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、B社の上司か同僚から脱退手当金の説明を受け、同社を最終事業所として脱退手当金を受給したので、同社の同僚も脱退手当金を受け取っているはずであると主張しているが、申立人が記憶する上司は既に死亡しており、当時の状況を確認することができない上、申立人が記憶する同僚には、同社を最終事業所とした脱退手当金の支給記録は確認できない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人が記載されているページ、その前2ページ及び後3ページに記載されている脱退手当金の受給要件を満たす女性のうち、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失している者は3名で、その全ての者には、同社を最終事業所としての脱退手当金の支給記録が確認できない。

さらに、B社に係る上記被保険者名簿の昭和36年7月31日に脱退手当金の支給記録がある同僚の欄に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるが、申立人の欄には、「脱」の表示は無いことから、むしろA社を最終事業所としてB社の期間を含めた脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で、申立期間と合算して、脱退手当金が支給されたこととなっているB社については、脱退手当金を申立期間より前に受給したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。